

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	栈橋使用許可	
根 拠 法 令	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例（平成30年徳島市条例第14号、以下「条例」という。）条例第5条第2項に規定する不許可事由の具体例は次の場合とする。</p> <p>(1) 公の秩序、善良な風俗又は公益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 申請に係る行為により、栈橋を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>① 荒天時の使用で栈橋を損傷するおそれがあるとき等。</p> <p>(3) 申請に係る行為により、栈橋での船舶の係留に支障があるとき。</p> <p>① 他の使用者の運航計画及び使用計画を妨げるとき等。</p> <p>(4) 栈橋の管理上支障があるとき。</p> <p>① 荒天時の使用で栈橋の利用者の安全に支障があるとき。</p> <p>② 許可期間が重複し、調整が困難であるとき等。</p> <p>(5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。</p> <p>① 付近の通行、航行等に対し、支障があるとき。</p> <p>② 近隣事業者の同意なしにその事業活動に支障を与えるとき等。</p>
	参 考 事 項	徳島市栈橋の設置及び管理に関する条例施行規則
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数10日（休日を除く）
	設 定 等 年 月 日	平成30年 4月20日設定（平成 年 月 日最終変更）